

■住宅改修費の支給

介護保険で要支援、要介護と認定されている方が、現に居住している住宅の小規模な改修を行った場合、改修費の一部が給付されます。住宅改修費の支給を受けようとする方は、介護保険の認定を受けた上で、改修に着手する前に、担当のケアマネジャーまたは区役所保健福祉課にご相談ください。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 27 ページ ①

■住宅エコリフォーム補助制度

住宅の断熱化などの省エネ改修や段差の解消などのバリアフリー改修に対して、その費用の一部を補助します。申請者、工事内容、工事着手時期、施工業者などに条件があります。詳しい制度内容についてはお問い合わせください。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL: 211-2807

■市営住宅

市営住宅は住宅に困窮している低所得者向けの公的な賃貸住宅です。

高齢者向けの優遇措置

定期募集において、次のいずれかの世帯に対し、抽選番号を1個加算します。

- ① 全員が60歳以上である世帯(单身可)
- ② 60歳以上の方とその配偶者(内縁又は婚約者含む)のみの世帯
- ③ 60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
- ④ 60歳以上の方と障がいのある方のみの世帯

照会先 (一財)札幌市住宅管理公社(募集担当係) TEL: 205-3071

■住まいの修繕・リフォームの相談窓口

家屋の修繕やリフォーム、バリアフリー改修、設備工事などの相談に応じ、相談内容に適した企業を紹介します。相談は下記のコーディネート事務局にご連絡ください。

照会先	事業実施区	コーディネート事務局	TEL
	中央・北・東・白石・厚別・清田・南・西・手稲	住まいと暮らしの相談室	731-3728
	中央・北・白石・厚別・豊平・清田・南・西・手稲	すまいとくらし・まち相談センター	817-7627

高齢者向け住宅、入居支援

■ 高齢者向け優良賃貸住宅

札幌市の認定を受けた民間事業者が建設し運営している高齢者向けの優良な賃貸住宅で、管理開始から20年間に限り、所得が一定基準以下の入居者に対して家賃の一部を補助しています。バリアフリー構造であり、各住戸に緊急通報機器が設置されています。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して住み続けることができるよう、各住戸の面積や設備、バリアフリー構造といったハード面で一定の基準を満たすとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービス等を提供する住宅として札幌市に登録された民間事業者が運営する賃貸等の住宅です。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)

所得が少ない方、高齢者、障がいのある方、外国の方、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとして札幌市に登録された民間賃貸住宅の情報を提供します。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■ 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」

所得が少ない方、高齢者、障がいのある方、外国の方、子育て世帯など、住まいの確保にお困りの方をサポートするため、民間賃貸住宅等の紹介や生活支援サービス等の紹介を行います。

照会先 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」 TEL:210-6224

住まいの終活

お住まいが戸建ての持ち家の場合、次世代への引継ぎについて事前に考えておかないと、大切なお住まいが、管理が行き届かず周囲に悪影響を与える空き家になってしまい、ご家族やご親戚のご負担になるほか、近隣のみなさんにご迷惑をかけるおそれがあります。

そこで札幌市では、みなさんのお住まいの今後を考えるきっかけとして「住まいと空き家のハンドブック」を作成し、家を使う、貸す、売る、取り壊すなど様々なケース別の相談の流れや、住まいに関する相談窓口を紹介しています。



また「札幌市版すまいの終活ナビ」では、土地建物の面積や最寄り駅、接する道の幅などの条件を入力することで、解体費と土地の売却価格の概算額を把握することができます。



照会先 建築指導部建築安全推進課(監察担当) TEL:211-2808

■養護老人ホーム

家庭環境や経済的な理由などにより、自宅で養護を受けることが困難になった高齢の方をお世話する施設です。

対 象 原則として65歳以上の方で、本人とその世帯の生計中心者が
市民税の所得割の額を課税されていない方

費 用 収入に応じた負担があります。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 27 ページ ①

■軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)

家庭環境や住宅事情、身体的な機能低下などの理由により、自宅での生活に不安があり、家族による援助が困難になった60歳以上の方が生活する施設です。全室個室で夫婦で入居することもできます。3食付きの「A型」、自炊型の「B型」のほか、入居者の収入制限のない「ケアハウス」があります。

費 用 収入に応じた負担のほか、光熱水費等の実費負担があります。

照会先 高齢保健福祉部事業指導担当課 ⇒ 27 ページ ③

■生活支援ハウス

ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、高齢などのために居宅で生活することに不安のある、60歳以上の方を対象とした施設です。

費 用 収入に応じた負担や電気代等の実費負担があります。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 27 ページ ①

■有料老人ホーム

入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他日常生活上必要なサービスを提供する高齢者施設であり、入居要件等は、各施設によって異なります。

費 用 施設ごとに定められています。

照会先 高齢保健福祉部事業指導担当課 ⇒ 27 ページ ③



介護保険による入所施設等

■グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の状態にある高齢者が5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる入浴・排せつ・食事などの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

■特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な高齢者等が入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介護や健康管理が受けられます。

■介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいたケアが必要な高齢者等が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。



■介護医療院

長期療養や日常生活に介護が必要な高齢者等が入居します。医療と介護の一体的なサービスを受けられます。

以上の介護保険による入所施設について

費用 サービス費用の1割～3割のほかに、食費、居住費等の利用者負担がかかります。

照会先 各区役所(保健福祉課)または事業指導担当課 ⇒ 27 ページ ①、③

■認知症サポーター養成講座

認知症について学び、正しい知識を持って認知症の方やそのご家族を支える「認知症サポーター」を養成しています。

照会先 高齢保健福祉部介護保険課 ⇒ 27 ページ ③



■札幌市認知症コールセンター

認知症に関するご相談に、専門の相談員が電話で応じます。内容によって医療や福祉、介護などの機関をお知らせします。

相談先 札幌市認知症コールセンター TEL:206-7837

利用時間 10:00~15:00(月~金) 年末年始・祝日除く

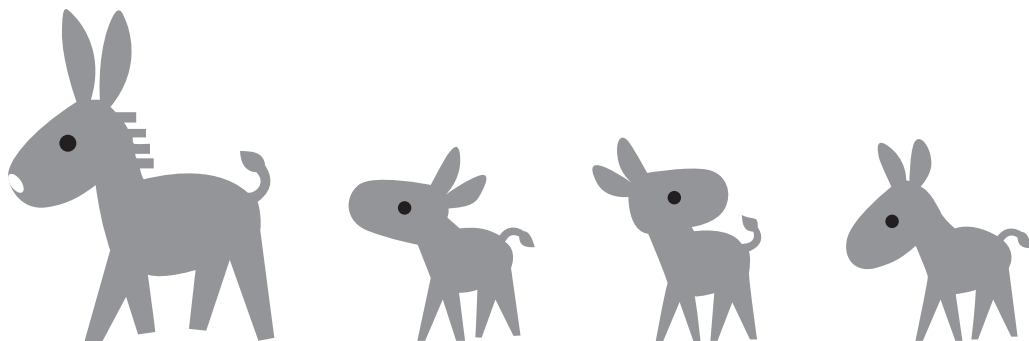
■徘徊認知症高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者の行方がわからなくなったとき、消防署、タクシー、地下鉄などの公共交通機関、郵便局、ラジオ等の協力を得て、すみやかに搜索・保護します。

相談先 中央警察署 (242-0110) 東 警察署 (704-0110) 西 警察署 (666-0110)
 南 警察署 (552-0110) 北 警察署 (727-0110) 白石警察署 (814-0110)
 豊平警察署 (813-0110) 厚別警察署 (896-0110) 手稲警察署 (686-0110)

相談の際に提供する情報

届出者の氏名・連絡先等、行方不明者の氏名、生年月日、特徴、行方不明になった時期・状況、かかりつけ医療機関、過去の行方不明歴など。



権利擁護・虐待防止

■日常生活自立支援事業

認知症や精神障がい等により、日常生活を送るうえで不安がある方へ、福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用のために必要な手続きまたは費用の支払い等の支援を行います。

照会先 各区社会福祉協議会 ⇒ 28 ページ ⑦

■成年後見制度

成年後見制度についての仕組みや利用に関する相談に応じます。

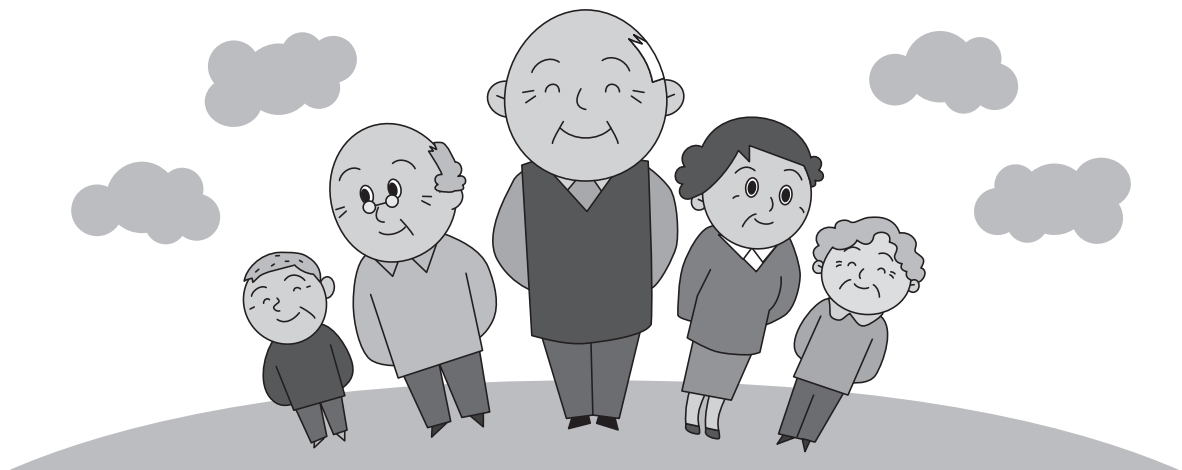
相談先 札幌市成年後見推進センター ⇒ 28 ページ ⑦

■高齢者虐待相談

高齢者虐待の相談に応じ、高齢者本人の安全の確認および虐待の事実確認等を行います。

相談先 ●各区役所(保健福祉課) ⇒ 27 ページ ①

●札幌市地域包括支援センター ⇒ 29 ページ ⑨



■健康保険 高額療養費

本人または家族の勤め先や、市町村などの健康保険に加入している方は、1か月の間で、医療機関に支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合、申請によりその超えた額が高額療養費として払い戻されます。

また、70歳以上で一定の条件を満たす方は、8月から翌年7月までの1年間で外来診療で支払った自己負担額が144,000円を超えた場合、申請によりその超えた額が高額療養費として払い戻されます。

- 照会先** ●札幌市国民健康保険・北海道後期高齢者医療：各区役所(保険年金課) ⇒ 27 ページ ①
●その他の健康保険：加入先の健康保険の保険者にご確認ください

■介護保険 高額サービス費

介護保険のサービスを利用したときは、費用の一部を利用者が負担します。利用者負担額が一定の上限を超えたときは、申請によりその超えた額が高額サービス費として払い戻されます。

- 照会先** 各区役所(保健福祉課) ⇒ 27 ページ ①

■健康保険 高額介護合算療養費／介護保険 高額医療合算介護サービス費

8月から翌年7月までの1年間で、健康保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の上限額を超えた場合、申請によりその超えた額が高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費として払い戻されます。

- 照会先** ●札幌市国民健康保険・北海道後期高齢者医療：各区役所(保険年金課) ⇒ 27 ページ ①
●その他の健康保険：加入先の健康保険の保険者にご確認ください

■税制上の優遇

所得税・個人住民税の算定にあたり、配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が70歳以上の場合は、通常より高い控除額が所得金額から差し引かれます。

なお、上記の扶養控除の対象となる親族が、納税者又はその配偶者と同居している父母や祖父母である場合は、更に、控除額に一定の金額が加算されます。

- 照会先** 各市税事務所(市民税課) ⇒ 27 ページ ⑤

■年金制度

国民年金・厚生年金・共済年金の各種届出(住所変更・受取口座変更・年金証書再発行・受給者の死亡等)、加入期間・納付記録の確認は、以下の照会先で行うことができます。

- 照会先** ●国民年金・厚生年金 お住まいの地域を担当する年金事務所等 ⇒ 28 ページ ⑥
●共済年金 加入していた共済組合
(連絡先がわからない場合は、退職時の職場等にお問い合わせください。)

■札幌市生活就労支援センター・ステップ

「生活困窮者自立支援法」に基づき札幌市が設置した、生活にお困りの方のための相談窓口です。さまざまな理由により、仕事や生活に困りごとを抱えている方の相談をお受けし、経済的な自立に向けた就労支援や、生活保護を含め札幌市や関係機関が実施している制度等の活用助言など、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。

- 照会先** 札幌市生活就労支援センター・ステップ TEL：221-1766
所在地:中)大通西6丁目10番地 大通公園ビル7階

札幌市生活就労支援センター

ステップ

STEP FORWARD ~ 一步一步前へ進もう

これって詐欺かも！不安なときは家族や警察にご相談を

札幌市内で、高齢者をねらった詐欺が発生しています。電話やSNSなどで、直接会ったことがない人や、身に覚えのない人・会社・団体からお金の話をされた時、家族構成や個人情報を聞かれた時は、その場ですぐに応じず、まずは家族や警察相談ダイヤルにご相談ください。

警察相談ダイヤル #9110

※ 犯人と接触している等、緊急の場合は「110」番に通報してください。

<こんなときは要注意！>

- 警察や銀行職員などを名乗る人から、銀行口座が悪用されているため、キャッシュカードを預けるよう言われた。
- 海外とやり取りする機会がないのに、海外の電話番号から電話がきた。
- 還付金があるため、ATMを操作してお金を受け取るよう説明を受けた。
- 有名な投資家から「必ずもうかる」として、指定された口座や専用サイトでお金を振り込み、投資するよう言われた。
- SNSで知り合った相手から、会うための交通費を立て替えてほしいと要求された。

※ 上記は一例です。少しでも不審に思ったとき、不安を感じたときは、相手の要求に応じる前に、警察相談ダイヤルをご活用ください。

気をつけよう、うまい話 ～悪質な訪問販売などにご注意を～

札幌市消費者センターでは、悪質商法や契約に関するトラブルなど、消費生活全般に関する相談をお聞きし、解決のためのお手伝いをしています。少しでも疑問に思ったら、お気軽にご相談ください。(相談無料)

札幌市消費者センター 消費生活相談室 **728-2121**
北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ 2階

《最近の相談事例》

「不用品を何でも買い取る」と言っていたのに、貴金属を強引に買い取られた!!
「いつでも解約可能」と書いているので定期購入を利用したが、連絡が取れず解約できない!

悪質商法、被害にあわないための5か条

- 必要のないものは、きっぱり断ろう。
- うますぎるもうけ話には、落とし穴。
- 契約は一人で決めず、家族と相談を。
- 簡単に署名、押印せず、契約は慎重に。
- 契約書、領収書は大切に保管を。



日常生活での事故を防ぎましょう!

高齢者の日常生活における事故が多くなっています。特に多いのが「転倒」「転落」「窒息」の3つ。大きな怪我や生命にも関わりますが、予め注意することで防ぐことができます。事故ごとの予防策を意識して事故を防ぎましょう。



転倒事故

- 歩く動線上に電気コードを引いたり、床の上に新聞紙等を放置しない。
- 浴室や脱衣所には滑り止めマットを敷く。
- 住み慣れた自宅の階段や廊下でも夜間は照明をつけたり、常夜灯を設置して足元を照らす。

転落事故

- 階段で足を滑らせて転落する事故を防ぐため、手すりや滑り止めを設置する。
- ベッドからの転落を防ぐため、柵を設置する。
- 脚立や踏み台を使用するときは強度や置く場所が平坦か確認するほか、補助者に支えてもらう。

窒息事故

- 細かく調理し、少量ずつ口に入れ、ゆっくりとよく噛んで食べる。
- お茶や水など水分をとりながら食べる。
- 周りの方は、よく噛んでいるか、無理に飲み込んでいないか目配りし、急に話しかけて慌てさせない。

【担当】札幌市消防局救急課 TEL215-2070

札幌市における終活の取組については、ウェルネス推進部施設管理課(TEL:211-3518)でご案内しております。なお、終活の進め方や事業者の紹介など終活一般の相談には対応しておりません。

■終活ガイドブック

終活についての基本事項や相談先などをまとめた「終活ガイドブック」を配布しています。

照会先 ウェルネス推進部施設管理課 TEL:211-3518



■お墓

●改装

墓地・納骨堂等に埋蔵・収蔵されている遺骨を別の場所に移す「改葬」について案内しています。

照会先 ウェルネス推進部施設管理課墓園管理係 TEL:211-3525

●合葬墓

市営平岸霊園内に設置している合葬墓(合同納骨塚)について案内しています。

照会先 ウェルネス推進部施設管理課霊園管理担当係(平岸霊園内) TEL:831-6980

■老後の住まい

老後を安心して暮らすために欠かせない住まいの選択等については下記ページをご覧ください。

- ・高齢者向け住宅、入居支援 ⇒ 18 ページ
- ・住まいの終活 ⇒ 18 ページ
- ・入所施設等 ⇒ 19 ページ
- ・介護保険による入所施設等 ⇒ 20 ページ

■成年後見制度

相談先 札幌市成年後見推進センター ⇒ 28 ページ ⑦

札幌市役所

	名 称	所在地	電話番号
① 区役所	中央区役所	中)南3西11	231-2400
	北区役所	北)北24西6	757-2400
	東区役所	東)北11東7	741-2400
	白石区役所	白)南郷通1南8	861-2400
	厚別区役所	厚)厚別中央1-5	895-2400
	豊平区役所	豊)平岸6-10	822-2400
	清田区役所	清)平岡1-1	889-2400
	南区役所	南)真駒内幸町2	582-2400
	西区役所	西)琴似2-7	641-2400
	手稲区役所	手)前田1-11	681-2400
② 保健センター	中央保健センター	中)南3西11	231-2400
	北保健センター	北)北25西6	757-1181
	東保健センター	東)北10東7	711-3211
	白石保健センター	白)南郷通1南8	862-1881
	厚別保健センター	厚)厚別中央1-5	895-1881
	豊平保健センター	豊)平岸6-10	822-2400
	清田保健センター	清)平岡1-1	889-2400
	南保健センター	南)真駒内幸町1	581-5211
	西保健センター	西)琴似2-7	621-4241
	手稲保健センター	手)前田1-11	681-1211
③ 福祉局	高齢保健福祉部 高齢福祉課	中)北1西2	211-2976
	高齢保健福祉部 介護保険課	〃	211-2547
	高齢保健福祉部 事業指導担当課	〃	211-2972
④ 清掃事務所等	中央清掃事務所(担当:中央区)	南)南30西8-7-1	581-1153
	北清掃事務所(担当:北区)	北)屯田町990-3	772-5353
	東清掃事務所(担当:東区)	東)丘珠町873-1	781-6653
	白石清掃事務所(担当:白石区、厚別区)	白)東米里2170-1	876-1753
	豊平・南清掃事務所 (担当:豊平区、清田区、南区)	南)真駒内602	583-8613
	西清掃事務所(担当:西区、手稲区)	西)発寒15-14-2-1	664-0053
	大型ごみ収集センター	—	281-8153 ※耳や言葉の不自由な方は FAX: 281-4622
⑤ 市税事務所	中央市税事務所(市民税課) (担当:中央区)	中)南3西11	596-6012
	北部市税事務所(市民税課) (担当:北区、東区)	中)北4西5 アスティ45 9階	207-3914
	東部市税事務所(市民税課) (担当:白石区、厚別区)	厚)大谷地東2-4-30 大谷地アドバンシービル3階	802-3914
	南部市税事務所(市民税課) (担当:豊平区、清田区、南区)	豊)平岸5-8-2-10 イースト平岸3階	824-3914
	西部市税事務所(市民税課) (担当:西区、手稲区)	西)琴似3-1-1-20 コトニ3・1ビル2階	618-3914

⑥年金事務所等

名 称	所在地	電話番号
札幌東年金事務所 (担当:東区・白石区・豊平区)	白)菊水1-3	【お客様相談室】831-0735(※) 831-0715(※)
札幌西年金事務所 (担当:中央区・南区)	中)北3西11	【お客様相談室】241-7284(※) 241-4627(※)
札幌北年金事務所 (担当:北区・西区・手稲区)	北)北24西6	【お客様相談室】717-4133(※) 717-4112(※)
新さっぽろ年金事務所 (担当:厚別区・清田区)	厚)厚別中央2-6	【お客様相談室】892-9313(※) 892-9318(※)
ねんきんダイヤル	—	0570-05-1165・03-6700-1165
街角の年金相談センター札幌駅前	中)北1西2	221-2250
街角の年金相談センター麻生	北)北38西4	708-7087

(※) いずれも自動音声案内

⑦社会福祉協議会

名 称	所在地	電話番号
社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	中)大通西19 札幌市社会福祉総合センター	614-3345
札幌市成年後見推進センター	//	624-6901
ボランティア活動センター	//	623-4000
ほっ・とプラザ	//	623-4010
さっぽろ子育てサポートセンター	//	623-2415
中央区社会福祉協議会	中)南3西11 中央区複合庁舎5階	281-6113
北区社会福祉協議会	北)北24西6 北区役所1階	757-2482
東区社会福祉協議会	東)北11東7 東区民センター1階	741-6440
白石区社会福祉協議会	白)南郷通1南8 白石区複合庁舎1階	861-3700
厚別区社会福祉協議会	厚)厚別中央1-5 厚別区民センター1階	895-2483
豊平区社会福祉協議会	豊)平岸6-10 豊平区民センター1階	815-2940
清田区社会福祉協議会	清)平岡1-1 清田区総合庁舎3階	889-2491
南区社会福祉協議会	南)真駒内幸町2 南区役所3階	582-2415
西区社会福祉協議会	西)琴似2-7 西区役所1階	641-6996
手稲区社会福祉協議会	手)前田1-11 手稲区民センター1階	681-2644

⑧老人福祉センター・保養センター駒岡

名 称	所在地	電話番号
中央老人福祉センター	中)大通西19	614-1001
北老人福祉センター	北)北39西5	757-1000
東老人福祉センター	東)北41東14	741-1000
白石老人福祉センター	白)栄通6	851-1551
厚別老人福祉センター	厚)厚別中央1-7	892-2211
豊平老人福祉センター	豊)中の島2-3	811-5201
清田老人福祉センター	清)清田3-3	885-8500
南老人福祉センター	南)石山78-68(石山緑地内)	591-3100
西老人福祉センター	西)二十四軒4-3	641-4001
手稲老人福祉センター	手)曙2-1	684-3131
保養センター駒岡	南)真駒内600-20	583-8553

⑨地域包括支援センター・介護予防センター

区	担当地区	介護予防センター		地域包括支援センター		
中央区	本府・中央、西創成、大通・西、桑園 東北・東、苗穂、豊水	大通公園 北一条	271-1294 777-3000	中央区第1	209-2939	
	南円山、円山 宮の森	円山 宮の森	633-6056 611-7741	中央区第2	520-3668	
	曙、幌西 山鼻	曙・幌西 旭ヶ丘	633-6055 532-6110	中央区第3	205-0537	
	鉄西、幌北、北 新琴似	新道南 新琴似	707-4129 769-2800	北区第1	700-2939	
	麻生、太平百合が原 篠路茨戸 拓北・あいの里	百合が原 篠路 茨戸	774-3333 770-6161 773-6110	北区第2 拓北・あいの里支所	736-4165 214-9323	
新川、新琴似西 屯田	新川・新琴似西 屯田	764-2232 774-3740	北区第3	214-1422		
東区	鉄東、苗穂東 北光	なえぼ 北光	782-7010 752-6110	東区第1	711-4165	
	北栄 元町	北栄 元町	751-1294 374-7000	東区第2	781-8061	
	伏古本町 札苗	伏古本町 東苗穂	781-1100 789-6050			
	栄西 栄東、丘珠	栄町 栄・丘珠	748-8484 780-5512	東区第3	722-4165	
	白石区	白石 北東白石	白石中央 川下	864-5535 875-6810	白石区第1	864-4614
		東札幌、菊水 北白石、菊の里	菊水 菊の里	820-1365 879-6012	白石区第2	837-6800
		東白石、白石東	本通	876-8965	白石区第3	860-1611
厚別区		厚別西、厚別東 もみじ台	厚別西東 もみじ台	896-5019 898-8660	厚別区第1	896-5077
	厚別中央、青葉 厚別南	厚別中央・青葉 大谷地	896-1475 894-6110	厚別区第2	375-0610	
	豊平区	豊平、美園 平岸、中の島	美園 中の島	817-1294 813-3311	豊平区第1	841-4165
		西岡 福住、東月寒	西岡 東月寒・福住	581-3000 852-8830	豊平区第2	836-6110
月寒 南平岸		月寒 南平岸	857-6110 584-1325	豊平区第3	854-7777	
清田区		北野、平岡 清田、里塚・美しが丘 清田中央	北野・平岡 清田・里塚・美しが丘 清田中央	885-1230 885-7119 882-5322	清田区第1 清田区第2	888-1717 887-5588
	南区	石山、芸術の森 澄川	石山・芸術の森 澄川	592-7622 598-1295	南区第1	867-0710
		簾舞、藤野、定山溪 藻岩、南沢	定山溪 もいわ	598-3311 578-4525	南区第2	572-6110
真駒内、藻岩下		まこまない	581-1294	南区第3	588-6510	
西区		八軒、八軒中央 琴似二十四軒、山の手	八軒 山の手・琴似	624-7026 631-6110	西区第1	611-1161
	西町 西野	西町 西野	663-2558 668-3300	西区第2	661-3929	
	発寒北、発寒	発寒	666-6855	西区第3	671-8200	
	手稲区	前田 新発寒、富丘西宮の沢	まえだ 新発寒・富丘・西宮の沢	685-3141 683-5561	手稲区第1	695-8000
手稲、手稲鉄北 稲穂金山、星置		中央・鉄北 稲穂・金山・星置	682-1294 685-8366	手稲区第2	686-7000	

SAPPORO

笑顔になれる街



シニア世代のための生活便利帳

令和8年(2026年)4月発行

編集・発行

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 211-2976 FAX 218-5179

市役所のどこに聞いたらよいか
分からないときは

札幌市コールセンター

(年中無休、8~21時)

ツージる しやくしよ

電話 **222-4894**



さっぽろ市
01-F03-26-88
R8-1-31